議題2 海上交通安全法等一部改正法の運用方針

(1) 海上交通安全法及び港則法



目次

- (1)海上交通安全法等の改正について(走錨事故防止対策関連)
- (2) 湾外避難等の勧告・命令制度(対象となる台風)
- (3) 湾外避難等の勧告・命令制度(対象となる海域)
- (4) 湾外避難等の勧告・命令制度(対象となる船舶)
- (5) 湾外避難等の勧告・命令制度(協議会開催~勧告発出~勧告解除)
- (6)協議会制度
- (7)海上交通センターによる情報提供、危険回避勧告
- (8)参照条文①

参照条文②

参照条文③

参照条文4

(9)【参考】避難船舶への航行支援情報の提供

(1)海上交通安全法等の改正について(走錨事故防止対策関連)

- 〇「海上交通安全法等の一部を改正する法律」については、5月25日に成立、6月2日に公布。
- ○このうち、下記の海上交通安全法に基づく湾外避難等の勧告・命令制度等については、7月1日に施行。

主な改正事項(海上交通安全法及び港則法関連)

- ①湾外等の安全な海域への避難、錨泊制限等に係る勧告・命令制度 (海上交通安全法第32条)
- ②海上交通センターによる個別船舶に対する情報提供及び危険回避措置の勧告制度(海上交通安全法第33条・第34条、港則法第43条・第44条)
- ③湾外避難等の円滑な実施のための協議会制度 (海上交通安全法第35条)
- ④湾外避難と港外避難の一体的実施のための海上保安庁長官による港長権限の 代行制度(港則法第48条)

(2) 湾外避難等の勧告・命令制度(対象となる台風)

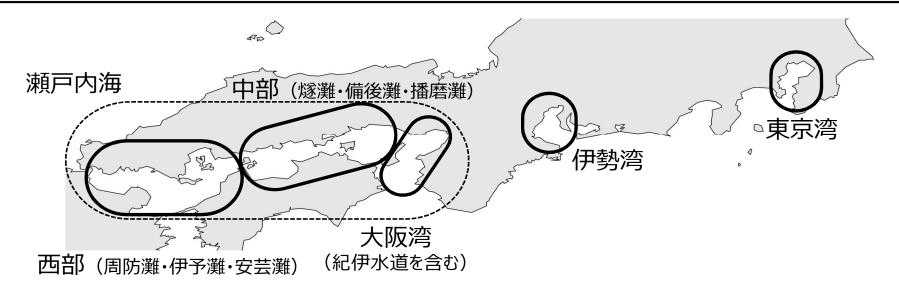
- ○異常気象等が激甚化・頻発化する中、近年の走錨による事故の状況等を踏まえ、対象海域への到達時に最大風速 40m/s以上の暴風域を伴う台風を対象とする。
- ○気象庁が発表する台風の5日間予報(位置、進路、速力、最大(瞬間)風速、暴風域の範囲等)に基づき、勧告を発出する必要性、時期等について的確に判断する。

<5 日先までの進路・強度予報>



(3) 湾外避難等の勧告・命令制度(対象となる海域)

- ○勧告の対象となる海域は、地理的な一体性のほか、異常気象等による航行環境等への影響やそれに応じた避難行動の共通性を踏まえ、設定。
- 〇具体的には、東京湾及び伊勢湾は各湾を単位として、瀬戸内海は3つの海域に区分して設定し、それぞれで運用基準 (※)を策定。(※避難行動の内容、対象船舶、勧告発出時期等)
- ○なお、協議会(後述)も勧告の対象となる海域毎に設置。



○勧告の対象海域と協議会

勧告の対象海域の名称	勧告発出権者	法定協議会の名称(仮称)	主催者
東京湾	三本部長	東京湾台風等対策協議会	三本部長
伊勢湾	四本部長	伊勢湾・三河湾台風等対策協議会	四本部長
大阪湾	五本部長	大阪湾·紀伊水道台風等対策協議会	五本部長
瀬戸内海中部	六·五本部長(共同)	瀬戸内海中部台風等対策協議会	六本部長
瀬戸内海西部	六·七本部長(共同)	瀬戸内海西部台風等対策協議会	六本部長

(4) 湾外避難等の勧告・命令制度(海域別の対象となる船舶等の内容)

① 東京湾

- ○風の影響を受けやすいコンテナ船、自動車運搬船等(高乾舷船)及び事故発生時に船舶交通に 重大な危険を及ぼす危険物船のうち、一定の大型船を対象とし、湾外への避難及び入湾の回避を促 す。※いわゆる「湾外避難」と「入湾回避」
- ○特に錨泊船による混雑が著しいと予想される海域であることから、上記に加え、台風による影響がある一定期間(強風域が到達する12時間前から暴風域が通過するまでの間)、全ての船舶を対象とし、入湾の回避を促す。

② 伊勢湾、瀬戸内海 (大阪湾を含む)

- ○風の影響を受けやすいコンテナ船、自動車運搬船等(高乾舷船)及び事故発生時に船舶交通に 重大な危険を及ぼす危険物船のうち、一定の大型船を対象とし、湾外への避難及び入湾の回避を 促す。※いわゆる「湾外避難」と「入湾回避」
- ○ただし、強風を遮る島影等が多数ある等の海域もあることから、上記の船舶であっても、台風の影響の 少ない海域内で安全に避泊・避難できる場合は、この限りでない。

(5)湾外避難等の勧告・命令制度(協議会開催~勧告発出~勧告解除)

- ○湾外避難等の勧告に係る一連の流れとしては、勧告発出に当たっての協議会の開催(強風域到達の3日程度前)、勧 告の発出(強風域到達の2日程度前)、勧告の解除(強風域通過後等)を想定。
- ○また、港則法の特定港等における任意の協議会と緊密に連携するほか、港内にある湾外避難等の対象船舶については管 区本部長(海上保安庁長官から委任)が必要な港長(海上保安部署長)の権限を代行。

清	的人なび港内におけ	る勧告発出の主な流れ(東京湾の例)】	
	時間経過	湾内(本部長の権限)	港内(港長の権限)
	台風強風域到達 3日程度前	東京湾台風等対策協議会 ・湾外避難等の勧告発出の必要性、 発出日時等を協議	京浜港等の台風対策協議会 ・ 東京湾台風等対策協議会の方針を共有 ・ 港外避難等の勧告発出の必要性
	台風強風域到達 2日程度前	湾外避難等の勧告発出	港外避難の勧告発出 ・湾外避難対象船舶:本部長が発出(権限代行)
-	台風強風域到達 十数時間前から 数時間程度前	<参考> 臨海部に立地する施設関連の勧告発出	<参考> 第一体制(避難準備)の勧告発出(港長) 第二体制(港外避難)の勧告発出(港長) 臨海部に立地する施設関連の勧告発出(港長)
	台風強風域到達		
		湾外避難等の勧告の解除	港外避難の勧告の解除 ・湾外避難対象船舶:本部長が発出(権限代行)
	台風強風域通過後等	<参考> 臨海部に立地する施設関連の勧告解除	<参考> 第二体制(港外避難)の勧告解除(港長) 臨海部に立地する施設関連の勧告解除(港長)

(6)協議会制度

- ○協議会は、勧告対象となる海域毎に、各管区本部長が主催し、船舶運航関係者、関係行政機関等の広範・ 多様な関係者により構成。
- ○協議会において、勧告の運用ルールについてあらかじめ協議・合意(構成員には協議結果の尊重義務)。 その上で、実際に台風が予想される場合、協議会を通じて勧告内容の円滑な実施のための連絡調整等を図る。
- 〇なお、港則法の適用港に設置される協議会(法定外)とも緊密に連絡調整を図る。
- ○協議会の運営に当たり、会則の整備のほか、オンライン参加、最寄りの港長等への協議の一任、書面による意見提出等の参加しやすい環境の整備に努める。

○勧告の対象海域と協議会【再掲】

勧告運用海域の名称	勧告発出権者	協議会の名称 (仮称)	主催者
東京湾	三本部長	東京湾台風等対策協議会	三本部長
伊勢湾	四本部長	伊勢湾·三河湾台風等対策協議会	四本部長
大阪湾	五本部長	大阪湾·紀伊水道台風等対策協議会	五本部長
瀬戸内海中部	六・五本部長(共同)	瀬戸内海中部台風等対策協議会	六本部長
瀬戸内海西部	六・七本部長(共同)	瀬戸内海西部台風等対策協議会	六本部長

- ※瀬戸内海中部・西部協議会は、六本部長が合同開催。
- ※隣接する協議会では特に緊密な連絡調整等を図る。

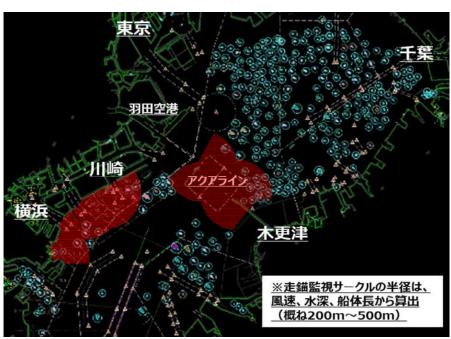
〇 構成員

- •船舶運航関係者:船主協会、内航総連、旅客船協会、外国船舶協会、水先人会、船長協会、海員組合等
- 関係地方行政機関:地方運輸局、地方整備局、地方気象台等
- ・その他:港湾管理者、学識経験者、係留施設管理者、船舶代理店業協会、港湾荷役・運送事業団体、

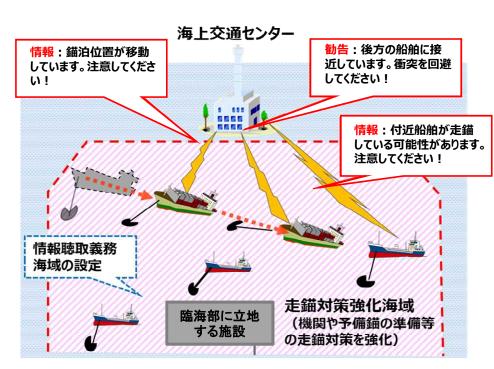
海難防止協会

(7)海上交通センターによる情報提供、危険回避勧告

- 〇海上交通センターは、湾内で錨泊・航行する船舶に対し、船舶の走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供すること とし、一定の海域において当該情報の聴取を義務化。
- 〇また、海上交通センターにおいて、船舶同士の異常な接近や、船舶の臨海部に立地する施設等への接近等を認めた場合、 当該船舶に対し、接近を回避する等の危険回避措置を勧告。当該勧告を受けた船舶に対し、講じた措置の報告を要請。
- ○情報聴取義務海域については、法施行に合わせ、東京湾のアクアライン周辺海域及び京浜港の横浜・川崎沖を設定。 なお、関西国際空港周辺海域については、所要の体制整備を踏まえ設定する予定(令和4年度中)。



令和元年台風第19号の東京湾接近時における錨泊状況 (10/12 15:00)



(8)参照条文①

○海上交通安全法(昭和47年法律第115号)(抄)

(異常気象等時における航行制限等)

- 第三十二条 海上保安庁長官は、台風、津波その他の異常な気象又は海象(以下「異常気象等」という。)により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。
 - 一 当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること。
 - 二 当該海域の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、又は当該境界付近から 退去することを命ずること。
 - 三 当該海域にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、当該海域内における移動を命じ、又は当該海域から退去することを命ずること。
- 2 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要があると認めるときは、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

- 第三十三条 海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶(第四条本文に規定する船舶であって、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしているものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該海域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。
- 2 前項の規定により情報を提供する期間は、海上保安庁長官がこれを公示する。
- 3 異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する海域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

参照条文②

○海上交通安全法(昭和47年法律第115号)(抄)

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)

- 第三十四条 海上保安庁長官は、異常気象等により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)

- 第三十五条 海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 海上保安庁長官
 - 二 関係地方行政機関の長
 - 三 船舶の運航に関係する者その他の海上保安庁長官が必要と認める者
- 3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

参照条文③

○港則法(昭和23年法律第174号)(抄)

(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)

- 第四十三条 港長は、異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等時特定船舶(小型船及び汽艇等以外の船舶であって、特定港内及び特定港の境界付近の区域のうち、異常な気象又は海象が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしているものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該異常気象等時特定船舶の進路前方にびよう泊をしている他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該区域において安全に航行し、停留し、又はびよう泊をするために当該異常気象等時特定船舶において聴取することが必要と認められる情報として国土交通省令で定めるものを提供するものとする。
- 2 前項の規定により情報を提供する期間は、港長がこれを公示する。
- 3 異常気象等時特定船舶は、第一項に規定する区域において航行し、停留し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)

- 第四十四条 港長は、異常な気象又は海象により、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は工作物に著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 2 港長は、必要があると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた異常気象等時特定船舶に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

参照条文4

○港則法(昭和23年法律第174号)(抄)

(海上保安庁長官による港長等の職権の代行)

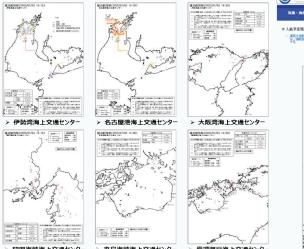
第四十八条 海上保安庁長官は、海上交通安全法第三十二条第一項第三号の規定により同項に規定する海域からの退去を命じ、又は同条第二項の規定により同項に規定する海域からの退去を勧告しようとする場合において、これらの海域及び当該海域に隣接する港からの船舶の退去を一体的に行う必要があると認めるときは、当該港が特定港である場合にあつては当該特定港の港長に代わつて第三十九条第三項及び第四項に規定する職権を、当該港が特定港以外の港である場合にあっては当該港に係る第四十五条に規定する管区海上保安本部の事務所の長に代わつて同条において準用する第三十九条第三項及び第四項に規定する職権を行うものとする。

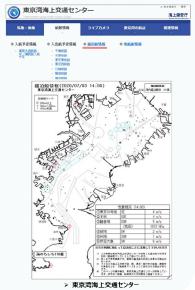
2 (略)

(9)【参考】避難船舶への航行支援情報の提供

- ○湾外避難等を安全に実施するためには、気象庁から提供される台風に関する各種情報の入手に加え、船長等を含む船 舶運航者が、避難予定先の海域における錨泊船による混雑状況や、経路上の風向・風速等を適切に把握し、避難場所、 避難時期、避難方法等について適切に判断する必要。
- ○海上保安庁においては、各種情報をホームページで提供。

各海上交通センターのホームページにおいて"錨泊船情報"を30分毎に提供







走錨事故防止ポータルサイトにおいて"走錨事故防止に役立つ情報"を提供

- ・走錨事故防止のための普段からの備え、台風接 近時の対応などをまとめた走錨事故防止ガイドラ イン (日本語、英語、中国語版等)
- ・全国各地の気象、海象に関する地域情報

等を提供









12

議題 2 海上交通安全法等一部改正法の運用方針

(2) 航路標識法

目次

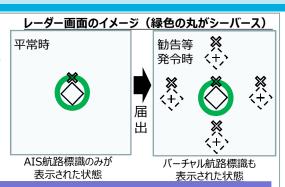
- (1)バーチャルAIS航路標識の緊急表示制度の運用
- (2)工事施行命令制度及び原因者負担金制度の運用
- (3)海上保安庁以外の者による海上保安庁が管理する航路標識の工事 又は維持に係る承認制度の運用
- (4) 航路標識協力団体制度の概要
- (5)航路標識協力団体制度に関する検討会の設置

(1)バーチャルAIS航路標識の緊急表示制度の運用

制度の概要

異常気象時等により視程の悪化が見込まれる場合、AIS信号所※1から、重要施設等の 周辺海域にバーチャルAIS航路標識※2を一時的に表示することにより、船舶の衝突事故 の未然防止を図り安全を確保する。

- ※1 AIS信号所: AIS信号(船舶自動識別装置により送信される船舶の航行の安全に関する情報をいう。)の提供を 行う電波標識
- ※ 2 バーチャルAIS航路標識:航路標識が実在しない位置に、あたかも航路標識が存在するようなシンボルマークを船舶 の航海用レーダー画面上に表示させるもの



AIS信号所(許可標識)の管理者が行う一時表示

- AIS信号所(許可標識)の管理者が、自らバー チャルAIS航路標識を一時的に表示できる。
- このような場合、通常、現状変更の許可手続きが必要 になるところ、バーチャルAIS航路標識の一時的な表示、 停止については、事後の「届出」で可。

【緊急表示終了後】

必要書類を届出



【AIS信号所管理者】



【管区海上保安本部】

海上保安庁が行う代行表示

- 施設管理者等から委託の申出を受けて、海上保安 庁が代行してバーチャルAIS航路標識を一時的に 表示できる。
- 施設管理者等は、手数料を納付。



代行表示を 委託する 申出書提出



【AIS信号所】 (海上交通センター等)

バーチャルAIS

航路標證

【施設管理者等】 (AIS信号所未所有)



運用方針 及び スケジュール

- AIS信号所の管理者が行う一時的な表示の手続き等に関して、「航路標識の設置及び管理に関するガイドライン」を改 正し公開予定。(~令和3年7月)
- 海上保安庁が行う代行表示の申出に係る手続きや手数料等に関して、「事務手続要領(仮称)」を作成し公開予定。 (~令和3年7月)
- 本制度に関するホームページやリーフレット等を作成し、施設管理者等に対して個別に周知活動を行い、本制度の積極 的な運用を図る。

(2)工事施行命令制度及び原因者負担金制度の運用

趣旨·目的

- ▶ 走錨や不注意等による船舶の接触事故により海上保安庁が管理する航路標識が損傷した場合、民法の不法行為として原因者に賠償を求めているところ、原因者が過失を認めない、負担額に異議があるなどにより交渉が難航し、復旧に長時間を要するケースがある。
- ▶ 航路標識の損害について、原因者に対して工事の施行を命ずる規定や、強制徴収手続を含む費用の負担を義務付けることにより、負担の衡平性を確保するとともに、迅速かつ確実な航路標識の復旧を図る必要がある。

制度の概要

- (1) 工事施行命令制度 海上保安庁以外の者による工事により生じた航路標識の工事や事故等により生じた航路標識の損傷行為の 復旧工事等の施行を原因者に命令する。
- (2)原因者負担金制度

海上保安庁以外の者による工事により生じた航路標識の工事や事故等により生じた航路標識の損傷行為の 復旧工事等の施行に係る費用を原因者に負担させる。

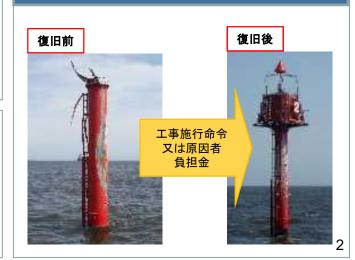
運用方針

● 海上保安庁が管理する航路標識が損傷した場合、原因者に対して迅速な復旧を求め、必要な調整を図り、復旧の確約が得られない場合には、工事施行命令制度又は原因者負担金制度を適用する。

運用開始までのスケジュール

工事施行命令及び原因者負担金の基準等の策定(~令和3年9月) →関係者への周知(令和3年10月~) →運用開始(令和3年11月~)

工事施行命令制度及び原因者負担金 制度による復旧のイメージ



(3)海上保安庁以外の者による海上保安庁が管理する航路標識の工事又は維持に係る承認制度の運用

趣旨·目的

- ▶ 災害や老朽化による航路標識の損傷等により、海上保安庁の管理業務の負担が増加。
- ▶ 民間団体等による海上保安庁が管理する航路標識に係る補修等の工事・維持を認めることで、海上保安庁が管理する航路標識の運営の能率化、船舶交通安全の確保を図る。

制度の概要

- ▶ 海上保安庁が管理する航路標識について、<u>海上保安庁長官の承認を受けて、海上保安庁以外の者による工事又は</u> 維持の施行が可能となる。

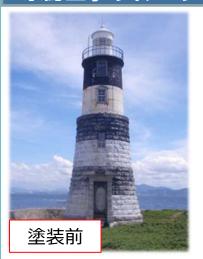
運用方針

●灯台の観光資源としての活用も踏まえつつ、<u>民間団体等の工事・維持の申請に対し航路標識の告示事項、機能の支障の有無等の審査を適切に行い</u>、海上保安庁が管理する<u>航路標識の維持</u>管理の改善を図る。

運用開始までのスケジュール

承認基準の策定(〜令和3年9月) →関係者への通知(令和3年10月〜) →運用開始(令和3年11月〜)

承認工事のイメージ





灯台の塗装(イメージ)

(4) 航路標識協力団体制度の概要

趣旨·目的

- これまでにも、ボランティアによる灯台敷地の清掃・植栽等や、自治体・公益団体等による灯台一般公開などの活動が多数実施
- 灯台を活用した賑わいの創出や良好な景観の形成などを通じて地域の価値魅力の向上を図ることの重要性が高まる中、地域・ 民間団体による灯台を活用した地域おこし、観光、イベントなどのニーズも拡大



航路標識及び周辺環境を利活用する民間団体と連携して、地域の実情に応じた航路標識の管理の一層の充実を 図る目的で航路標識法を改正し 「航路標識協力団体制度」を創設

制度の概要

- 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識について次の業務を適切に行うことができると認められる団体(非営利法人、営利法人、地域の協議会、地縁団体等を想定)を、その申請により、「航路標識協力団体」として指定することができる
- 航路標識協力団体が行う業務
 - ①航路標識に関する工事又は維持
 - ②航路標識の管理に関する情報・資料の収集・提供
 - ③航路標識の管理に関する調査研究
 - ④ 航路標識に管理に関する知識の普及啓発
 - ⑤ 上記の附帯事務

- … (例) 灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈、簡易な点検など
- … (例) 灯台に関する歴史的資料の収集、保管など
- … (例) 灯台の歴史調査、構造調査など
- …(例)灯台の一般公開 歴史的資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催など
- ・・・ (例)キャンプ場、ツアーガイドなど
- 航路標識協力団体は海上保安庁との協議が成立することをもって、航路標識の工事又は維持の承認があったものとみなす

業務のイメージ



簡易な点検



一般公開



夜間活動



キャンプ場

(5)航路標識協力団体制度に関する検討会の設置

目的

航路標識法の一部改正(令和3年11月1日施行)により、「航路標識協力団体制度」が創設されたが、 同制度の運用開始に当たり、あらかじめ、次の基準等について定める必要がある。

- ① 指定の基準(法第7条関連) 「航路標識協力団体」としての「資格要件」、指定する場合の「審査基準」 (法第8条第1項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるか認められること。)
- ② 監督の基準(法第9条関連) ・航路標識協力団体が業務を適正かつ確実に実施していないと認められるときに、「業務の改善」、「指定の取消し」等の 処分を行う場合の処理基準



「航路標識協力団体制度に関する検討会 | を設置して検討

検討会のイメージ

- ○開催時期 令和3年7月(第1回)、令和3年9月下旬(第2回(最終))
- 学識経験者、自治体関係者、観光関係者(予定) ○委員等
- ○検討事項等
 - ①ヒアリング調査 灯台周辺の地域住民等が主体となり活動している団体 等
 - ②運用基準案の検討
 - ・航路標識協力団体の資格要件、航路標識協力団体の指定に係る審査基準
 - ・航路標識協力団体を監督するための基準
 - ③運用基準パブリックコメント案の検討
 - 4)その他

協力団体指定までのスケジュール

R3.7 第1回 検討会

R3.9下旬 第2回 検討会 R3.11.1

改正航路標識法

施行

運用基準の 策定・公表 公募開始

審查会

第1回 指定

(6)参照条文①

○航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(公布から二月以内施行関係)

(変更の許可等)

第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更(第三項及び第五項に 規定する航路標識の設備の変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可 を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 (略)

- 3 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該 各号に定める区域又は海域にある電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものの設備を変更したときは、遅滞 なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
 - 一 港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)第四十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合 当 該情報の提供が行われている同項に規定する区域
 - 二 港則法第四十六条第一項に規定する指定港非常災害発生周知措置がとられている場合 当該指定港非常災害発 生周知措置に係る指定港(同法第三条第三項に規定する指定港をいう。第二十二条第一項において同じ。)の区域
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、海上保安庁長官が港則法第三条第二項に規定する特定港における異常な気象又は海象による船舶交通の危険を防止する必要があると認める場合 当該特定港の区域のうち航路標識の設置が船舶交通の危険の防止を図る上で有効であると認めて海上保安庁長官が指定する区域
 - 四 海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)第三十三条第一項の規定による情報の提供が行われている場合当該情報の提供が行われている同項に規定する海域
 - 五 海上交通安全法第三十七条第一項に規定する非常災害発生周知措置(以下この号及び第二十二条第一項において「非常災害発生周知措置」という。)がとられている場合 当該非常災害発生周知措置に係る指定海域(同法第二条第四項に規定する指定海域をいう。第二十二条第一項において同じ。)
- 4 海上保安庁長官は、前項第三号の規定による指定をする場合には、その旨並びにその区域及び期間を公示しなければならない。
- 5 第三項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる場合に該当しなくなつたときは、遅滞なく、当該届出に係る航路標識の設備を当該届出に係る変更前のものと同一のものに変更し、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 6 (略)

参照条文②

○航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(公布から二月以内施行関係)

(海上保安庁の行う電波を使用する航路標識による情報の送信)

- 第二十二条の二 海上保安庁は、空港、道路、港湾施設その他の施設を(新設)設置し、又は管理する者からの申出を受けた場合において、海上保安庁長官が船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、その業務の遂行に支障のない限り、第五条第三項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める区域又は海域内において、当該者に代わつて電波を使用する航路標識として国土交通省令で定めるものによる情報の送信を行うことができる。
- 2 前項の申出をする者は、実費を勘案して国土交通省令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

参照条文③

○航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(公布から六月以内施行関係)

(工事原因者の工事の施行等)

第三条 海上保安庁長官は、海上保安庁が管理する航路標識(以下「管(新設)理航路標識」という。)に関する工事以外の工事(以下この条及び第三十三条において「他の工事」という。)又は管理航路標識を汚し、若しくは損傷した行為(以下この条及び第三十三条において「他の行為」という。)によって必要を生じた管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者にさせることができる。

(海上保安庁以外の者の行う管理航路標識に関する工事等の承認)

- 第四条 海上保安庁以外の者が管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をしようとするときは、海上保安庁長官の承認を受けなければならない。ただし、ごみその他の廃物の除去、草刈りその他これらに類する小規模な維持については、海上保安庁長官の承認を受けることを要しない。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 管理航路標識の位置
- 三 管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は管理航路標識の維持の実施計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

(承認の基準)

- 第五条 海上保安庁長官は、前条第一項の承認の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうか を審査しなければならない。
 - 一 当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持が海上保安庁が行う当該管理航路標識の管理及び船 舶交通の安全に支障を及ぼすものでないこと。
 - 二 当該管理航路標識に関する工事の設計及び実施計画又は当該管理航路標識の維持の実施計画が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 申請者が当該管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持をするに足りる能力を有すること。

参照条文4

○航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(公布から六月以内施行関係)

(監督処分)

- 第六条 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第四条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、又は丁事若しくは維持の中止若しくは管理航路標識を原状に回復することを命ずることができる。
 - 一 第四条第一項の規定に違反して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をした者
 - 二 第二十二条の規定により第四条第一項の承認に付された条件に違反した者
 - 三 偽りその他不正な手段により第四条第一項の承認を受けた者
- 2 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第四条第一項の承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - 一 管理航路標識に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- 二 管理航路標識の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者(以下この項において「義務者」という。)を確知することができないときは、海上保安庁長官は、当該義務者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項において「措置実施者」という。)に当該措置を行わせることができる。この場合においては、海上保安庁長官は、その定めた期限内に義務者において当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは海上保安庁長官又は措置実施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

参照条文⑤

○航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(公布から六月以内施行関係)

(航路標識協力団体の指定)

- 第七条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができる。
- 2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を 公示しなければならない。
- 3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出 なければならない。
- 4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(航路標識協力団体の業務等)

- 第八条 航路標識協力団体は、前条第一項の規定による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をすること。
 - 二 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 三 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。
 - 四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 航路標識協力団体は、前項第一号に掲げる業務として、前条第一項の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持(第四条第一項ただし書に規定するものを除く。)をしようとするときは、当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の実施計画について海上保安庁長官に協議しなければならない。
- 3 前項の工事又は維持についての第四条第一項の適用については、前項の規定による協議が成立することをもつて、同条第 一項の承認があつたものとみなす。

参照条文⑥

○航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)(抄)(公布から六月以内施行関係)

(監督等)

- 第九条 海上保安庁長官は、前条第一項に規定する業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、 航路標識協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が前条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、 当該航路標識協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第十条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を するものとする。